

令和3年度 臼杵市大学奨学生 募集要項



臼杵市では、教育の機会均等を図るため、能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって大学への修学が困難な者に対し、奨学資金を無利子で貸与し、将来有用な人材を育成することを目的に大学生奨学金制度を制定し、下記のとおり募集します。

○応募資格

奨学生となるものは、次の要件を備えている方に限ります。

- (1) 本人又は保護者が、申請時に2年以上臼杵市に住所を有すること。
- (2) 大学に現に在学する者又は入学が見込める者
(通信教育を行う課程、医学課程、専攻科、別科、大学院及び短期大学を除く。)
- (3) 学業人物ともに優秀と認められる者
- (4) 経済的理由により学資の支弁が困難な者

○募集人員及び奨学資金の額

- (1) 募集人員 5名
- (2) 奨学資金 奨学金 30,000円(月額)
入学準備金 100,000円(令和3年度入学者に限ります)
- (3) 貸与期間 令和3年4月から在学する大学の正規の最短修業期間まで。
- (4) 貸与方法 奨学資金は無利子です。
(奨学金については、毎月保護者又は本人に交付します)

○応募の際に提出する書類

- (1) 臼杵市大学奨学生申請書
- (2) 臼杵市大学奨学生推薦調書(出身高等学校長による推薦)
- (3) 本人及び保護者世帯全員分の住民票(世帯主・続柄の記載があるもの)
- (4) 世帯の所得課税証明書
※障がい者控除の適用を受けている場合は、所得控除の詳細記載が必要になりますので、窓口で証明書を取得する際にこちらの募集要項を提示し、その旨お伝えください。
- (5) 大学の成績証明書(すでに大学に1年以上在学している場合に必要)
※(1)・(2)の様式は臼杵市のホームページにも掲載しています。

○募集期間 令和2年10月1日(木)～令和3年4月7日(水)

郵送の場合は、4月7日(水)消印有効

○他の奨学金制度との併給

本制度は他の奨学金制度(日本学生支援機構等)との併給が可能です。
ただし、他の奨学金制度側に併給できない旨の規定がある場合もありますので、ご確認ください。

○奨学生の決定

提出された書類をもとに4月下旬に選考委員会にて決定し、結果を本人に通知します。

○奨学生の決定後の手続き（提出期限：決定通知より2週間以内）

以下の書類を提出していただきます。

- (1) 保証書（連帯保証人 2名（保護者、市内居住者））※印鑑証明書が必要
- (2) 誓約書（連帯保証人と連署したもの）

○異動の届出

休学、転学、復学、退学及び住所変更等重要な事項に異動があった場合は速やかに異動届出書の提出が必要です。

【休止・廃止、返還の猶予・免除について】

○休止及び廃止について

次のような場合は、奨学資金の貸与を休止又は廃止することがあります。

- (1) 奨学資金の貸与を必要としなくなり、又は辞退した場合。
- (2) 休学又は退学した場合。
- (3) 学業成績又は素行が著しく不良となった場合。
- (4) 傷病等のため学業を続ける見込みのなくなった場合。
- (5) 保護者及び本人が臼杵市の住民でなくなった場合。
- (6) 必要な書類の提出がなされない場合など。

※※貸与の廃止となった場合は、原則、一時に返還していただきます。

○奨学金の返還

貸与終了後には、「奨学資金借用証書」を提出していただき、卒業後6ヶ月据置き後、**10年以内に返還**していただきます。

○返還の猶予

進学や疾病その他やむを得ない事情が認められるとき、または、大学卒業後臼杵市に就職等により居住しているときは、5年を限度として返還の猶予の申請をすることができます。

○返還の免除

卒業後10年以内に**5年間継続して臼杵市に居住**した場合は、**返還の免除申請**をすることができます。ただし、既に返還した奨学資金については、免除できません。

○提出及び問合せ先

〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1
臼杵市役所 臼杵庁舎 総務課 奨学金担当
電話 0972-63-1111 （内線2136）
FAX 0972-63-7713